



令和 7 年 9 月 10 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 7 年台風15号等による突風被害を受けた静岡県牧之原市及び
榛原郡吉田町に罹災証明コーディネーターが派遣されました
～住家被害認定調査等を支援。制度開始後初～

内閣府では、罹災証明事務に関するマネジメント業務の経験を有し、発災時に被災市町村に対し必要な助言等を行う者として各地方自治体から推薦のあった者について、新たに「罹災証明コーディネーター」として令和 7 年 7 月 18 日から登録募集を開始しています。登録された「罹災証明コーディネーター」は、要請のあった被災市町村に派遣され、住家被害認定調査等に関する支援を行います。

この度、令和 7 年台風15号等に係る突風被害について、牧之原市及び吉田町からの要請を受け、迅速に住家被害認定調査を進めることができるよう、浜松市から罹災証明コーディネーターが派遣されました。今回の派遣は本登録制度の開始後、初となります。

今後も本登録制度が被災市町村において活用されるよう努めてまいります。

記

- 1 派遣開始日
令和 7 年 9 月 9 日（火）
- 2 派遣先
静岡県牧之原市及び榛原郡吉田町
- 3 派遣者
静岡県浜松市職員 1 名
- 4 支援内容
住家被害認定調査の計画策定に関する助言等

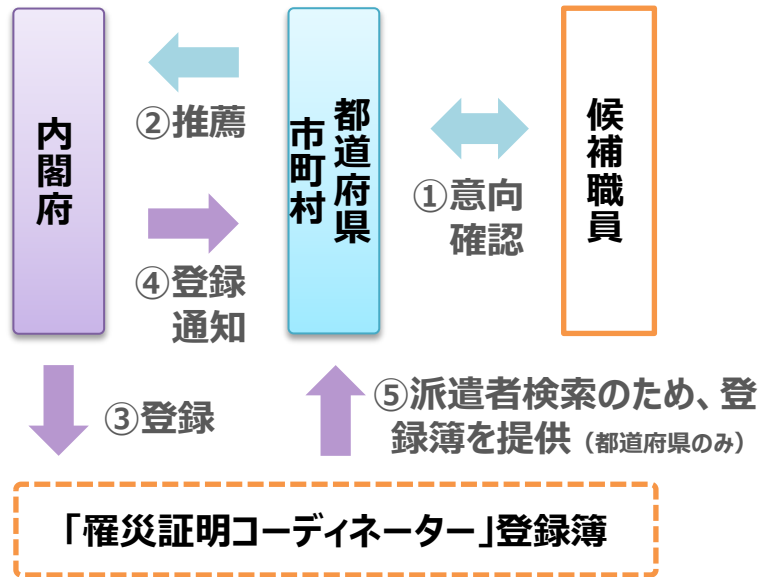
問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
天舛、白倉、村上、打矢、小柳
TEL 03-5253-2111（内線51280） 03-3501-6996（直通）

「罹災証明コーディネーター」の登録

- ・ 罹災証明書の交付や被害認定調査を円滑に進められるよう、罹災証明事務に関するマネジメント経験等を有する地方自治体の職員を、新たに「罹災証明コーディネーター」として内閣府が登録し、リスト化。
- ・ 発災時には、内閣府及び都道府県が被災市町村の支援ニーズを把握し、「罹災証明コーディネーター」の派遣を調整。

登録の流れ（平時）

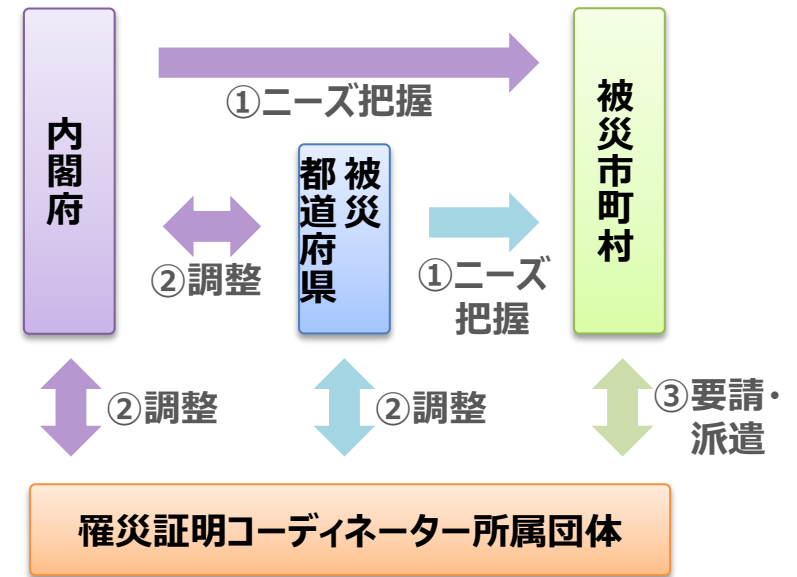


登録の要件

罹災証明事務に関するマネジメントの経験及び知見を有する者として、所属団体の長から推薦を受けること

発災時

派遣の流れ



「罹災証明コーディネーター」の主な業務

- ① 罹災証明書の交付方針の策定支援
- ② 被害認定調査の実施方針の策定支援
- ③ 被害認定調査に関する助言

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（抄）＜令和6年11月 中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討WG＞

○自治体における応援人材の確保と災害対応経験職員を活用する仕組みの検討

・災害対応経験がある職員の経験を積極的に活用するため、例えば、災害対応経験のある職員を発災直後に被災地に派遣し、被災地に必要なモノ・人等を確認するなど、ノウハウを最大限生かす仕組みを検討すべき。